

## 食品衛生トピックス 《2013/05/27》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成25年5月23日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査の結果、イタリア産くり加工品及びモロッコ産乾燥セイヨウニンジンボクの果実からアフラトキシンが検出されとことから、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることとなった。

#### 《 アフラトキシンについて 》

発がん性を有するカビ毒(アスペルギルス属の真菌により産生される)の一種

#### 《 イタリア産くりの違反内容 》

品名:くりの調整品

輸入者:株式会社 ○○○

製造者:MALERBA SALVATORE

届出数量及び重量:70 カートン 0.7 トン

検査結果:アフラトキシン 12  $\mu$ g/kg 検出(基準:付着又は含有してはならない)

届出先:横浜検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年4月 23 日

違反確定日:平成 25 年5月 17 日

措置状況:全量保管中

《 モロッコ産セイヨウニンジンボクの果実の違反内容 》

品名:乾燥セイヨウニンジンボクの果実

輸入者:株式会社 ○○○

製造者:WHOLE HERB COMPANY

届出数量及び重量:1 カートン 0.02 トン

検査結果:アフラトキシン 17  $\mu\text{g}/\text{kg}$  検出(基準:付着又は含有してはならない)

届出先:東京検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年4月 28 日

違反確定日:平成 25 年5月 21 日

措置状況:全量保管中

《 検査命令対象食品 》

- ・ イタリア産くり及びその加工品(くりを 30%以上含有するものに限る。)
- ・ モロッコ産セイヨウニンジンボクの果実及びその加工品(セイヨウニンジンボクの果実を 30%以上含有するものに限る。)